

令和2年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅲ〕

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について……	1
第17号議案	春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
第18号議案	春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
第19号議案	春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について……………	7
第20号議案	春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	9
第21号議案	春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例について……………	11
第22号議案	春日井市公共施設等整備基金条例について……………	16
第23号議案	春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	19
第24号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について……………	21
第25号議案	春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	24
第26号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	26
第27号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	30
第28号議案	春日井市体育館条例の一部を改正する条例について……………	32
第29号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	34
第30号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	36
第31号議案	春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	38
第32号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について……………	40

第33号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	42
第34号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について……………	45
第35号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例につい て……………	52
第36号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について……………	56
第37号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について……………	59
第38号議案	春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例について……………	63
第39号議案	春日井市下水道条例の一部を改正する条例について……………	65
第40号議案	市道路線の廃止について……………	68
第41号議案	市道路線の認定について……………	69
第42号議案	庁舎非常用発電機取替その他工事の請負契約について……………	71
報告第1号	熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決 処分について……………	72

第 16 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,425人」を「1,442人」に改め、同号イ中「836人」を「852人」に改め、同項第4号中「82人」を「88人」に改め、同条第2項中「2,764人」を「2,803人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正するため必要があるからである。

第 17 号議案

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正
する条例について

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (16) 一般社団法人春日井市観光コンベンション協会

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員を派遣することができる公益的法人等を追加するため必要があるからである。

第 18 号議案

春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例について

春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例

春日井市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年春日井市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の規定により任命権者が定める法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の時間外勤務代休時間、休日、代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び年次有給休暇の期間

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員団体のための会計年度任用職員の行為の制限の特例について規定を整備するため必要があるからである。

第 19 号議案

春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

春日井市職員退職手当支給条例（昭和29年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、国立大学法人法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 20 号議案

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例について

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の」を「、次の」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に改め、同条第3号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第4号中「または」を「又は」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額を定めるため必要があるからである。

第 21 号議案

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例について

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全で安心な利用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係機関等 国、県、警察その他の自転車の安全な利用の推進に関する施策(以下「施策」という。)を実施する機関及び交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自転車利用者 市内で自転車を利用する市民等をいう。
- (5) 学校長 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校の長をいう。
- (6) 保護者 親権者、未成年後見人その他未成年者を現に監護する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 自転車小売業者 事業者のうち、自転車の小売を業とするものをいう。
- (9) 自転車貸出業者 事業者のうち、自転車の貸出しを業とするものをいう。
- (10) 盗難防止対策 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けること及び適切な施錠その他の自転車の盗難を防止するための措置をいう。
- (11) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた、他人

の生命又は身体の被害に係る損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、関係機関等と緊密な連携を図り、施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、自転車の通行環境の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自転車の安全な利用についての理解を深め、事故を防止し、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令について理解を深め、これを遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第6条 学校長は、当該学校に在籍する者に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行い、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 高齢者、障がい者等で自転車の利用に配慮を要するものの同居人等は、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全な利用について、助言

するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、その管理する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、次に掲げる情報の提供に努めなければならない。

(1) 自転車の取扱方法並びに定期的な自転車の点検及び整備に関する情報

(2) 盗難防止対策に関する情報

(3) 乗車用ヘルメットの着用に関する情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用に関する情報

2 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、盗難防止対策を講じた自転車を貸し出すよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入等)

第10条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者を自転車損害賠償保険等に加入させなければならない。

3 事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車に自転車損害賠償保険等を付さなければならない。

4 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努めなければならない。

5 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出さなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和2年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、自転車の安全な利用の推進に関する基本的な事項を定めるため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市公共施設等整備基金条例について

春日井市公共施設等整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市公共施設等整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、春日井市公共施設等整備基金(以下「基金」という。)の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が保有する公共施設等の整備に要する費用に充てるため、基金を設置する。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、春日井市一般会計予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第7条 基金は、第2条に定める目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに公共施設等整備基金を設置するため必要があるからである。

第 23 号議案

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例

春日井市特別会計設置に関する条例（昭和39年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号を次のように改める。

- (8) 春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計 春日井インター北企業用地整備事業

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条第8号の春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計の令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、春日井インター北企業用地整備事業の施行に伴い、新たに特別会計を設置する等のため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 830		円 1,100	
1,300		1,600	
1,700		2,200	
740		940	
1,200		1,500	
1,600		2,100	
74		94	
7		9	
1,500	を	1,900	に改める。
31		40	
45		57	
67		85	
89		110	
130		170	
180		230	
310		400	
450		570	
890		1,100	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により許可を受けたことにより行政財産を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該行政財産を使用する場合の当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の春日井市行政財産目的外使用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額が当該使用物件に係る令和元年度の使用料の額（当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る令和元年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る令和元年度の使用の期間として改正前の春日井市行政財産目的外使用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額を超える場合については、当該額とする。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 25 号議案

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例

春日井市印鑑条例（昭和49年春日井市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、印鑑の登録資格について規定を整備するため必要があるからである。

第 26 号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日井市医療費の支給に関する条例（昭和48年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども」の次に「、学生」を加える。

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学生医療費

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条第1号から第4号まで」を「前条各号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号の医療費 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第3条第1項第4号中「前条第4号」を「前条第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同号ウ中「前2号」を「ア又はイ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前条第2号」を「前条第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2号の医療費 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 18歳に達する日以後の最初の4月1日から24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校その他市長が適当と認める学校に在学するもの（病気療養等のために休学中の者を含む。）

イ 入院による診療を受けた日の属する年度（4月から7月までの間に当該

診療を受けた場合にあつては、前年度)において、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税(特別区民税を含む。)が課せられない者、同法に規定する扶養親族である者又は父若しくは母のいない者等であつて、市長が適当と認めるもの

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第2条第1号の医療費 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 6歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、前条第1項第3号及び第4号に規定するもの

イ 前条第1項第1号イに規定する者であつて、前条第1項第3号、第4号及び第5号イに規定するもの

第4条第2項第4号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「第2号又は前条第1項第2号及び第3号」を「第3号又は前条第1項第3号及び第4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同号イ中「前条第1項第2号」を「前条第1項第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同号イ中「前条第1項第1号」を「前条第1項第1号ア」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2条第2号の医療費 前条第1項第3号、第4号及び第5号イに規定する者

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第1号イ及び第2号に規定する者に対しては、この限りでない。

第6条第1項第1号中「第3条第1項第1号から第3号まで」を「第3条第1項第1号ア、第3号及び第4号」に改め、同項第4号中「第3条第1項第4号イ(イ)」を「第3条第1項第5号イ(イ)」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第3条第1項第4号イ(ア)」を「第3条第1項第5号イ(ア)」に改

め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第3条第1項第4号ア」を「第3条第1項第5号ア」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第1項第1号イ及び第2号の規定に該当する医療費受給者 入院に係る医療保険自己負担額

第7条中「前条第1項」の次に「(第2号を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項第2号の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療費受給者若しくはその保護者又はこれらの者が指定した者に支払うことにより行う。

第4章を削る。

第13条中「及び特別給付金の受給者」を削り、第5章中同条を第9条とし、第14条から第17条までを4条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、学生の入院費に係る医療保険適用後の自己負担額を全額助成する等のため必要があるからである。

第 27 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第21条中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定するため必要があるからである。

第 28 号議案

春日井市体育館条例の一部を改正する条例について

春日井市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市体育館条例の一部を改正する条例

春日井市体育館条例（昭和60年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1「1 総合体育館競技場等使用料」の表備考第7項中「、第1競技場」を「又は第1競技場、第2競技場、柔道場若しくは剣道場」に、「又は第1競技場、第2競技場、柔道場若しくは剣道場において平常を」を「若しくは平常を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年7月1日以後の冷暖房設備の使用について適用し、同日前の冷暖房設備の使用については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、総合体育館における冷暖房設備の使用に係る実費相当額について規定を整備するため必要があるからである。

第 29 号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「修了したもの」の次に「（次の各号のいずれかに該当する者となった日又は法第6条の3第2項に規定する事業を行う者に新たに雇用された日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第1項の見出しを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「5年」を「8年」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、放課後児童支援員の資格等について規定を整備するため必要があるからである。

第 30 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

春日井市空き家等対策協議会	空き家等対策の推進に関する審議	15人以内
---------------	-----------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表土地区画整理評価員の項の次に次のように加える。

空き家等対策協議会委員	日額 7,300円
-------------	-----------

説 明

この案を提出するのは、新たに空き家等対策協議会を附属機関として設置するため必要があるからである。

第 31 号議案

春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市病院事業の設置等に関する条例（昭和35年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 32 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 春日井市味美駅第2 自転車・バイク駐車場の項の次に次のように加える。

春日井市味美駅第3 自転車・バイク駐車場	春日井市花長町2丁目7番地5	自転車等
----------------------	----------------	------

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに春日井市味美駅第3 自転車・バイク駐車場を設けるため必要があるからである。

第 33 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「共用部分」という。）の次に「の計算」を加え、「共用部分が」を「共用部分の計算が」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中「共用部分が」を「共用部分の計算が」に改め、同表建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項及び建築物省エネ法第31条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中「1件」を「1の建築物」に、「共用部分が」を「共用部分の計算が」に改め、同表建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る」を削り、「共用部分が」を「共用部分の計算が」に、

「一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	を	「一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に定める基準に係るもの	に、
	その他のもの			その他のもの	

「全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

別表「7 租税特別措置法関係手数料」の表租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の項中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請による事務に係る手数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正等に伴い、手数料の算定基準を改正する等のため必要があるからである。

第 34 号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

春日井市道路条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市道路条例の一部を改正する条例

春日井市道路条例（平成24年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

4 前項に定めるもののほか、自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

別表中

円 830		円 1,100
1,300		1,600
1,700		2,200
740		940
1,200		1,500
1,600	を	2,100
74		94
7		9
4		6
730		920
450		570
1,500		1,900
620		790

に、

1,500	1,900
31	40
45	57
67	85
89	110
130	170
180	230
310	400

450
890
1,500
Aに0.004 を乗じて 得た額
Aに0.007 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
1,200
690
1,500
23
230
230
2,300
1,200

を

570
1,100
1,900
Aに0.005 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
1,100
680
1,900
23
230
230
2,300
1,500

に、

1,200
1,500
230
150
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.02 を乗じて 得た額

1,100
1,900
230
190
Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額

Aに0.028 を乗じて 得た額	を	Aに0.034 を乗じて 得た額	に改める。
Aに0.014 を乗じて 得た額		Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.01 を乗じて 得た額		Aに0.01 を乗じて 得た額	
Aに0.02 を乗じて 得た額		Aに0.024 を乗じて 得た額	
Aに0.01 を乗じて 得た額		Aに0.01 を乗じて 得た額	
Aに0.014 を乗じて 得た額		Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.02 を乗じて 得た額		Aに0.024 を乗じて 得た額	
Aに0.028 を乗じて 得た額		Aに0.034 を乗じて 得た額	
Aに0.028 を乗じて 得た額		Aに0.034 を乗じて 得た額	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）

第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る令和元年度の占有料の額（当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間として改正前の春日井市道路条例第41条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）とする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の春日井市道路条例第41条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有料の額（以下「新占有料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整占有料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新占有料額が調整占有料額を超える場合

説 明

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正等に伴い、道路占用料の額を改定する等のため必要があるからである。

第 35 号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例

春日井市公共用物管理条例（昭和58年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 830		円 1,100	
1,300		1,600	
1,700		2,200	
740		940	
1,200		1,500	
1,600		2,100	
74		94	
31		40	
45		57	
67	を	85	に改める。
89		110	
130		170	
180		230	
310		400	
450		570	
890		1,100	
1,500		1,900	
230		230	
230		230	
150		180	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に春日井市公共用物管理条例第4条又は第6条の規定により許可を受けたことにより公共用物を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該公共用物を使用する場合の当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該使用物件に係る令和元年度の使用料の額(当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る令和元年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る令和元年度の使用の期間として改正前の春日井市公共用物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額)に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)とする。
 - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の春日井市公共用物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る令和2年度以後の各年度の使用料の額(以下「新使用料額」という。)を当該使用者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
 - (2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定等に準じ、公共用物使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 36 号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例

春日井市都市公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

円	円	
830	1,100	
1,300	1,600	
1,700	2,200	
740	940	
1,200	1,500	
1,600	2,100	
74	94	
7	9	
1,500	1,900	
1,500	1,900	
31	40	を
45	57	
67	85	
89	110	
130	170	
180	230	
310	400	
450	570	
890	1,100	
1,200	1,500	
620	790	に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けたことにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度の使用料の額は、改正後の春日井市都市公園条例第11条及び別表第2の規定により算出した当該占有物件に係る当該年度の使用料の額が当該占有物件に係る令和元年度の使用料の額（当該占有物件に係る令和2年度の占用の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る令和2年度の占用の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占用の期間として改正前の春日井市都市公園条例第11条及び別表第2の規定により算出した当該占有物件に係る使用料の額）に1.2を乗じて得た額を超える場合については、当該額とする。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 37 号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例

春日井市準用河川条例（平成24年春日井市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

円 3,566,000	を	円 4,147,000	に改める。
1,192,000		1,386,000	
118,000		137,000	

別表第2中

円 830	を	円 1,100	に改める。
1,300		1,600	
1,700		2,200	
740		940	
1,200		1,500	
1,600		2,100	
74		94	
31		40	
45		57	
67		85	
89		110	
130		170	
180		230	
310		400	
450		570	

890	1,100
1,500	1,900
230	230
230	230
150	180

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日前に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条の規定により許可を受けたことにより土地を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該土地を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る令和元年度の占用料の額（当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間として改正前の春日井市準用河川条例第48条及び別表第2の規定により算出した当該占有物件に係る占用料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）とする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の春日井市準用河川条例第48条及び別表第2の規定により算出した当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額（以下「新占用料額」という。）を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を改定する等のため必要があるからである。

第 38 号議案

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年春日井市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「319,000人」を「313,100人」に改め、同項第3号中「142,100立方メートル」を「112,500立方メートル」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、給水人口を改定する等のため必要があるからである。

第 39 号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例について

春日井市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表備考以外の部分を次のように改める。

区分	基本使用料 (1月につき)	従量使用料（1月につき）	
		汚水量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	950円	10立方メートルまで	10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	120円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	130円
		30立方メートルを超え40立方メートルまで	140円
		40立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	165円
		200立方メートルを超えるもの	170円
湯屋用	8,150円	200立方メートルまで	5円
		200立方メートルを超えるもの	40円
一時用	1,350円		170円

第2条 春日井市下水道条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「950円」を「1,100円」に、「8,150円」を「8,250円」に、「1,350円」を「1,450円」に、

10円	25円
120円	130円
130円	140円
140円	150円

150円	を	160円	に改める。
160円		170円	
165円		180円	
170円		190円	
5円		5円	
40円		45円	
170円		190円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日井市下水道条例第14条第1項の規定は、令和2年12月1日以後に行うべき水道メーターの点検に基づく使用水量及び市長が認定する使用水量に係る使用料について適用し、同日前に行った、又は行うべきであった水道メーターの点検に基づく使用水量及び市長が認定した使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の春日井市下水道条例第14条第1項の規定は、令和4年3月1日以後に行うべき水道メーターの点検に基づく使用水量及び市長が認定する使用水量に係る使用料について適用し、同日前に行った、又は行うべきであった水道メーターの点検に基づく使用水量及び市長が認定した使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、下水道使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 40 号議案

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	5043号線	大泉寺町字大西	
		大泉寺町字大池下	

第 41 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	8017号線	上条町8丁目	
		上条町8丁目	
2	8018号線	上条町8丁目	
		上条町8丁目	
3	8019号線	田楽町字権現	
		田楽町字権現	
4	8020号線	田楽町字権現	
		田楽町字権現	

5	8021号線	高森台4丁目	
		高森台4丁目	
6	8022号線	八事町1丁目	
		八事町1丁目	
7	8023号線	大泉寺町字大西	
		大泉寺町字大池下	

第 42 号議案

庁舎非常用発電機取替その他工事の請負契約について

庁舎非常用発電機取替その他工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 庁舎非常用発電機取替その他工事
- 2 契 約 金 額 270,556,000円
- 3 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備
- 4 工 事 内 容 非常用発電機、燃料タンク等取替工事一式

報告第1号

熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和2年1月21日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町4丁目7番地6
株式会社長谷川工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	832,700,000円	851,511,100円